# 議 事 録

会議の名称	平成28年第6回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成28年6月27日(月)午後2時から 午後4時まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議題	1 第27号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 2 第28号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用 地利用集積計画の決定について(通年) 3 第29号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 4 第30号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 5 第31号議案 本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について 6 報告第17号 農地法第3条の3の規定による届出について 7 報告第18号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 8 報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
配付資料	1 平成28年第6回本庄市農業委員会総会議案 2 平成28年第6回総会 その他連絡事項 3 本庄農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会資料 4 平成28年度農地パトロール日程表 5 平成28年度農地パトロール実施要領 6 農業委員会からのお知らせとお願い 7 農業者年金「平成28年度加入推進活動計画」
主管課	農業委員会事務局

	会 議 の 経 過
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	それでは、定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただ
	きます。最初に、開会の言葉を清水会長代理にお願いいたします。

清水会長代	ご苦労様です。塙保己一先生の一生を劇化するという会議に参加してき
理	   ました。それは、3年も前から活動されているらしいのですけれども、ボ
	   ランティアを募集しているので、活動していただける方がいらっしゃった
	   ら、私の方までご連絡ください。それでは、開会いたします。よろしくお
	願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。続きまして、田端会長よりご挨拶よろしくお
	願いいたします。
会長	皆さんこんにちは。大変暑くなりましたが、皆さんご存知のとおり大変
	水不足です。梅雨になっても梅雨らしくなく、下久保ダムの農業用水分が
	減らされた感じがあり、渇水対策で飲料水の確保に当たっているようで
	す。このあたりは、大体田植えが済んでいるので安心ではないかと思って
	おります。先日も県に行ってきましたが、県も心配しておりまして、梅雨
	になっても雨が降った日が3・4日で、今年は、早く梅雨が明けそうだと
	いう予想がたっておりますので、なおのことです。
	農業委員会の話で申し上げますと、農地中間管理事業の推進と新農業委
	員会制度の勉強会をそろそろ始めなくてはと思っておりますので、是非と
	も、皆さんのお知恵を借りながら、新農業委員会法の趣旨に沿うような本
	庄市の制度設計を勉強していきたいと思っております。
	本日は、よろしくお願いします。
事務局長	ありがとうございました。
	次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律
	第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、
	開くことができない」と規定されております。本日の総会は在任委員36
	名中全員の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをこ
	こにご報告いたします。
	これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定
	により、会長は会議の議長となることになっておりますので田端会長に議
	長をお願いいたします。よろしくお願いします。
議長	それでは、議長を務めさせていただきます。着座のまま失礼させていた
	だきます。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名です
	が、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	本日は、37番荻野浩委員と3番宮部延一委員に議事録署名委員をお願
	いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。
	それでは議事に入ります。

	第27号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いた
	します。事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	第27号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。
	第27号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上
	げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により別紙申
	請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内
	容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決
	を求めるものでございます。本日提出、会長。
	議案内容については、議案書2ページをご覧ください。申請件数は4件
	でしたが、整理番号2及び整理番号4の許可申請が取り下げになりました
	ので2件となります。その内訳は、生前一括贈与による所有権移転1件、
	売買による所有権移転1件でございます。次に、農地の権利移動について
	の許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要
	件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地のすべてを
	効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、
	農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積
	の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地
	利用に悪影響を与えないこと、となっておりまして、農地の受け手がこれ
	らすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。
	以上でございます。
議長	整理番号1の説明を事務局よりお願いいたします。
事務局長	整理番号1を説明いたします。議案書2ページです。申請人の住所及び
	氏名については、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の田2筆、
	畑9筆です。面積は、記載のとおりです。申請事由及び権利区分は、生前
	一括贈与による所有権移転でございます。経営状況は、記載のとおりです。
	担当委員は、福田委員でございます。
	受人は、農地を所有しておりませんので、渡人所有農地の現地調査を事
	務局において実施し、あわせて書類審査を実施しましたところ、農地法第
	3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上
	でございます。
議長	整理番号1につきまして、福田委員より調査報告をお願いいたします。
福田委員 	32番福田光男です。渡人は高齢者のため、受け人である息子に農地を
	生前一括贈与するということであります。ご審議よろしくお願いいたしま   、
	す。
議長	整理番号1につきまして、皆さまより何かご質疑がありましたらお願い

	いたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りします。整理番号1の許可申請について、許可するこ
	とにご異議ございませんか。
	(異義なし、の声)
	ご異義ございませんので、許可といたします。
	次に、整理番号3の説明を事務局よりお願いいたします。
事務局長	整理番号3を説明いたします。申請人の住所及び氏名については、記載
	のとおりです。申請地は、小島地内の畑2筆です。面積は、記載のとおり
	です。申請事由及び権利区分は、売買による所有権移転でございます。経
	営状況は、記載のとおりです。担当委員は、亀田委員でございます。
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しました
	ところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと
	思われます。以上でございます。
議長	整理番号3につきまして、亀田委員より調査報告をお願いいたします。
亀田委員	20番亀田伸一郎です。この案件につきましては、先月の総会に申請さ
	れたものですけれども、現地調査をした結果、事務局からも説明があった
	ように、一部の農地において立木等が生えており、全部要件を満たさなか
	ったため、取り下げをお願いして、取り下げていただきました。取り下げ
	後、すぐに業者が入り、立木の伐採、伐根、耕起を行いまして、耕作がで
	きる農地の状態になっております。今回、改めて申請されましたので、現
	地調査をしましたけれども、事務局が調査した数日後に、私も現地を確認
	いたしましたけれども、きれいになっておりまして許可が相当と考えま
	す。以上です。
議長	整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたしま
	す。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りします。整理番号3の許可申請について、許可するこ
	とにご異議ございませんか。
	(異義なし、の声)
	ご異義ございませんので、許可といたします。
	次に、第28号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用
	地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より説
	明をお願いいたします。
事務局長	第28号議案を説明いたしますので、議案書3ページをご覧ください。

第28号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用 集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきま しては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用 地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。 議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の 農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提 出、会長。

計画内容については、議案書4ページをご覧ください。今回の申請件数は、3件です。畑2筆、田5筆の面積合計8,955㎡の利用権設定でございます。

農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、この要件を全て満たしているものと思われます。以上でございます。

### 議長

第28号議案について、皆さまより何かご質疑がありましたらお願いい たします。

(なし、の声)

それでは、お諮りします。第28号議案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異義なし、の声)

ご異義ございませんので、第28号議案については原案のとおり決定いたします。

次に、第29号議案農地法第4条の規定による許可申請についてを上程 いたします。事務局よりご説明をお願いいたします。

### 事務局長

第29号議案を説明いたしますので、議案書5ページをご覧ください。 第29号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上 げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼 玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご

	提案申し上げるものでございます。 議案内容ですが、 農地法第4条の規定
	により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提
	出、会長。
	申請内容については、議案書6ページをご覧ください。整理番号1のみ
	の1件でございます。申請内容をご説明いたします。申請人の住所及び氏
	名については、記載のとおりです。申請地については、都島地内の畑1筆
	です。面積は、記載のとおりです。転用目的は、農家住宅用地です。申請
	事由は、住宅建築工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、堀
	口委員でございます。
	申請地は、7ページをご覧ください。4-1については、農用地区域か
	ら除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地
	であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原
	則として不許可相当ではありますが、転用目的が農家住宅であるため、許
	可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する
	項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上
	でございます。
議長	整理番号1について、堀口隼雄委員の報告をお願いします。
堀口委員	25番、堀口隼雄です。4-1の地図をご覧ください。申請地が黒く塗
	りつぶされておりますが、実際には、申請人の住宅の軒下まで、申請地が
	広がっている状況です。申請人に聞きましたら住宅を建て替えるのに、農
	地の上に建ててある状態になってしまっているということで、今回の申請
	に至ったようです。以上です。
議長	整理番号1について、皆さまより何かご質疑がありましたらお願いいた
	します。
亀田委員	20番亀田伸一郎です。これは、私が説明する次の案件とも関連します。
	都市計画法第34条の規定だと思いますが、要件が緩和されている場所で
	はないかと思います。本庄市の場合、調整区域内であっても集落を含む集
	落地域の中の農地については、転用を認めるということに 10年以上前
	に大幅な緩和があったと思います。当該農地は、その区域に入っている気
	がします。その点の確認をしていただければと思います。
議長	事務局より説明いたします
局長補佐	事務局の中西です。亀田委員のご指摘どおり、これは都市計画法第34
	条第11号の区域に入っておりまして、農家住宅の転用については、可能
	となっております。以上です。
議長	よろしいですか。他にございますか。

	(なし、の声)
	それでは、お諮りします。整理番号1の許可申請については、許可相当
	とすることにご異議ございませんか。
	(異義なし、の声)
	ご異義ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま
	す。
	次に、第30号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程
	いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	第30号議案を説明いたしますので、議案書8ページをご覧ください。
	第30号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上
	げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼
	玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご
	提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定
	により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提
	出、会長。
	申請内容については、議案書9ページと10ページをご覧ください。申
	請件数は、整理番号1から12の12件でございます。以上でございます。
議長	整理番号1について、事務局より説明お願いいたします。
事務局長	整理番号1を説明いたします。9ページをご覧ください。申請人の住所
	及び氏名については、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目
	地内の畑1筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権
	です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専
	用地域です。地区担当は、髙橋清一朗委員でございます。
	申請地は、11ページをご覧ください。5-1については、第1種低層
	住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3
	種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基
	準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、な
	いものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号1について、髙橋清一朗委員より調査報告をお願いいたしま
	す。
髙橋清一朗	21番髙橋清一朗です。整理番号1の受人につきましては、家を建てる
委員	ことについては、問題ありませんけれども、調査に行ったところ、農地法
	の5条許可をもらう前に家がほとんど出来上がっているのですが、このよ
	うな場合には事務局に何らかの連絡があったのかどうかを確認したいと
	思います。

議長	事務局より説明をお願いします。
局長補佐	事務局の中西です。本申請地は、第3種農地ですので、原則転用可能と
	なりますことから、当方で現地確認をし、始末書を提出させ、それにより
	ここにお諮りしている次第です。よろしくお願いいたします。
議長	整理番号1について、皆さまより何かご質疑がありましたらお願いいた
	します。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相
	当とすることにご異議ございませんか。
	(異義なし、の声)
	ご異義ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま
	す。
	次に、整理番号2について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	整理番号2をご説明いたします。9ページをご覧ください。申請人の住
	所及び氏名については、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南2丁
	目地内の畑1筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、所有権移
	転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居
	専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。
	申請地は、12ページをご覧ください。5-2については、第1種低層
	住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3
	種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基
	準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、な
	いものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号2について、武政委員より報告をお願いいたします。
武政委員	19番武政恒雄です。5-2の申請地へ行ってきましたら、大変きれい
	になっておりました。事務局からの報告があったとおり、問題ありません
	のでよろしくお願いします。
議長	整理番号2について、皆様よりご質問がありましたらお願いいたしま │
	<b>す</b> 。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相
	当とすることにご異議ございませんか。
	(異義なし、の声)
	ご異義ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま
	す。

	次に、整理番号3について、事務局より説明をお願いいたします。
 事務局長	整理番号3を説明いたします。9ページをご覧ください。申請人の住所
	   及び氏名については、記載のとおりです。申請地は、児玉町河内地内の畑
	│ │2筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請│
	   事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当
	は、坂本委員でございます。
	申請地は、13ページをご覧ください。5-3については、農用地区域
	内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満で
	あることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請
	人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できません
	が、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるも
	のと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書
	類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号3について、坂本委員の報告をお願いいたします。
坂本委員	17番坂本靜枝です。この案件は、3月総会時にも提出されたものです
	が、申請地の面積に対して、設置面積が少ないということで許可されない
	だろうとの話がありました。前回の半分の1,500㎡位になり、今回申請さ
	れたましたが、前回 3,000 m <sup>2</sup> 位の申請地に対して、設置面積が 400 m <sup>2</sup> 位だ
	から戻されたと思います。場所として、周辺に太陽光発電施設が現にあり
	ますので、転用可能な場所であろうかと思います。
議長	事務局より補足説明をお願いします。
局長補佐	事務局の中西です。太陽光発電施設の設置面積に対して、転用面積が過
	大であることが議論されまして、県と申請者が協議したところ、転用面積
	を考え直してくれないかということになり、農林振興センターが代理人と
	協議しましたところ、今回の申請面積であれば、やむを得ないという判断
	が下されたようです。以上です。
議長	この件について、皆様から何かご質疑がありましたらお願いいたしま 
	<b>f</b> .
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相
	当とすることにご異議ございませんか。
	(異義なし、の声) ご思義でざいませんので、許可担义しして思知事に奇思などはいなしま
	ご異義ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま は、
	す。
	次に、整理番号4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長	整理番号4を説明いたします。9ページをご覧ください。申請人の住所
	及び氏名については、記載のとおりです。申請地は、児玉町共栄地内の畑
	1筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請
	事由は、資材置場及び駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区
	担当は、林委員でございます。
	申請地は、14ページをご覧ください。5-4については、農用地区域
	内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満で
	あることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請
	人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できません
	が、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるも
	のと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書
	類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号4について、林委員より報告をお願いいたします。
林委員	18番林秀信です。渡人に話を聞いたところ、以前申請地の西側から東
	の川のところまでは申請人が持っていたという話でした。申請地は、貸し
	ていた土地であり、現地調査したところ、申請地の西側にプレハブ小屋が
	建っておりました。また、申請地は、南側の道路まで砂利で舗装されてお
	りまして、業者に土地を貸して、そのままになったとのことです。事務局
	の方で何かありますか。
議長	事務局より補足説明をお願いします。
局長補佐	現地につきまして、林委員よりご説明のあったとおり、西側にプレハブ
	小屋が建っている状況であり、農地法の趣旨に反しますので、始末書が提
	出され、厳重注意を行っております。工業団地の中ということで、よろし
	くご協議お願いしたいということでございました。以上です。
議長	整理番号4について、皆様より何かご質疑がありましたらお願いいたし
	ます。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相
	当とすることにご異議ございませんか。
	(異義なし、の声)
	ご異義ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま
	す。
	次に、整理番号5と9は場所が近いため、事務局より一緒に説明をお願
	いいたします。
事務局長	整理番号5を説明いたします。9ページをご覧ください。申請人の住所

及び氏名については、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑1筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、髙橋清一朗委員でございます。

申請地は、15ページをご覧ください。5-5については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。

整理番号9を説明いたします。10ページをご覧ください。申請人の住所及び氏名については、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑1筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、髙橋清一朗委員でございます。

申請地は、15ページをご覧ください。5-9については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。

#### 議長

整理番号5と9を一緒に、髙橋清一朗委員より調査報告をお願いいたします。

## 髙橋清一朗 委員

21番髙橋清一朗です。5-5の地図を見ていただくと児玉の区画整理地域であり、家を建てる場所としては、大変ふさわしい場所です。この物件については、事務局から説明のあったとおり許可相当の申請になるということでございます。申請地は、第1種低層住居専用地域です。申請地の南側の道路の反対側に5-9の申請地がありますが、ここも家を建てるのに適当な場所です。この物件についても、事務局から説明のあったとおり許可相当の申請になるということでございます。申請地は、第1種低層住居専用地域です。ご審議をよろしくお願いいたします。

### 議長

整理番号5と9について、皆様より何かご質疑がありましたらお願いいたします。

(なし、の声)

それでは、お諮りいたします。整理番号5と9の許可申請について、許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異義なし、の声)

	ご異義ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま
	す。
	次に、整理番号6と7も場所が近いため、事務局より一緒に説明をお願
	いいたします。
事務局長	整理番号6を説明いたします。9ページをご覧ください。申請人の住所
	及び氏名については、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南2丁目
	地内の畑1筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、所有権移転
	です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専
	用地域です。地区担当は、武政委員でございます。
	申請地は、12ページをご覧ください。5-6については、第1種低層
	住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3
	種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基
	準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、な
	いものと思われます。
	次に、整理番号7を説明いたします。10ページをご覧ください。申請
	人の住所及び氏名については、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉
	南3丁目地内の畑2筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、所
	有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種住
	居地域です。地区担当は、武政委員でございます。
	申請地は、12ページをご覧ください。5-7については、第1種住居
	地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の
	転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許
	可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと
	思われます。以上でございます。
議長	整理番号6と7を一緒に武政委員より報告をお願いいたします。
武政委員	19番武政恒雄です。12ページを開いていただけますか。5-6の申
	請地ですが、長く道路に面しておりまして、良い場所です。5-7の申請
	地についても、日当たりが良い場所であり、2つとも住宅地に適している
	と思います。ご審議よろしくお願いします。
議長	整理番号6と7について、皆様より何かご質疑がありましたらお願いい
	たします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号6と7について、許可相当とす
	ることにご異議ございませんか。
	(異義なし、の声)

	ご異義ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま
	す。
	'°
事務局長	整理番号8を説明いたします。10ページをご覧ください。申請人の住
事伤问文 	一
	1筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申
	1 章 ( )。 面傾は、記載のこおり ( )。権利区方は、所有権移転 ( )。 中     請事由は、グラウンド用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、
	請事由は、グラウンド用地です。用歴地域は、指定なしです。地区担当は、      
	中間地は、10ペーンをこ覧へたさい。3一のにういては、展用地区域   内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満で
	あることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請
	八別有の第3種展地の転用によって代替できる場合は、転用できません     が、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるも
	のと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書     短な密本する関ルにおいて、おいれのよ用われます。以上でございます。
* E	類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号8について、侭田委員より調査報告をお願いいたします。
侭田委員 	7番侭田裕です。5-8の地図をご覧ください。場所は、花園本庄線か
	ら少し入ったところです。申請地の周りは、すべてグラウンド用地で転用
** 目	済みです。皆さんの審議よろしくお願いします。
議長	整理番号8番について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたしました。よるよいですか
	す。よろしいですか。
	(はい、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相
	当とすることにご異議ございませんか。
	(異義なし、の声)   ご異義ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま
	こ 共義 こさい ま せんの C、計 引作 目 と し C
	'°
事務局長	整理番号10を説明いたします。10ページをご覧ください。申請人の
于7万/时及	住所及び氏名については、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内
	の畑1筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。
	申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区
	担当は、髙橋清一朗委員でございます。
	申請地は、17ページをご覧ください。5-10については、農用地区
	域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満

	であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申
	請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できません
	が、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるも
	のと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書
	類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号10について、髙橋清一朗委員より調査報告をお願いいたしま
	す。
髙橋清一朗	21番髙橋清一朗です。この件につきまして、調査した結果、先ほどの
委員	坂本委員の調査報告と同じように、ここも 1,558 ㎡と広く、草が茂ってい
	るのですが、太陽光発電をやればきれいになると思います。皆さんの審議
	をよろしくお願いいたします。
議長	整理番号10について、皆様から何かご質問ありましたらお願いいたし
	ます。よろしいですか。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号10の許可申請について、許可
	相当とすることにご異議ございませんか。
	(異義なし、の声)
	ご異義ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま
	す。
	次に、整理番号11番について事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	整理番号11を説明いたします。10ページをご覧ください。申請人の
	住所及び氏名については、記載のとおりです。申請地は、小島6丁目地内
	の畑1筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。
	申請事由は、作業所・資材置場及び駐車場用地です。用途地域は、指定な
	しです。地区担当は、亀田委員でございます。
	申請地は、18ページをご覧ください。5-11については、農用地区
	域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10へクタール未満
	であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申
	請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できません
	が、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるも
	のと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書
	類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号11について、亀田委員より調査報告をお願いします。
亀田委員	20番亀田伸一郎です。この案件につきましては、建築を伴わない屋外
	作業所を整備するために、市街化調整区域内の農地の所有権移転を伴う転

	用申請です。本来、先ほどの案件でもお話ししましたが、市街化調整区域						
	は、許可にならないものですけれども、都市計画法第34条の規制が緩和						
	された際に、本申請地を含む周辺区域の規制も緩和されておりますので、						
	許可が適当かと思います。なお、制度の詳細につきましては、事務局から						
	補足説明をしていただければ助かります。よろしくお願いいたします。						
 議長	事務局より補足説明をお願いいたします。						
局長補佐	事務局の中西です。先程と同じように都市計画法第34条第11号の規						
周及柵性	定によりまして、準住居地域と同等のものができるいう地域ということで						
	すので、申請事由に関して許可できるものと考えております。よろしくま						
<b>米</b> 巨	願いいたします。						
議長	整理番号11について、皆様より何かご質疑がありましたらお願いいた , ナナ						
	します。						
	(なし、の声)						
	それでは、お諮りいたします。整理番号11の許可申請について、許可						
	相当とすることにご異議ございませんか。						
	(異議なし、の声)						
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま						
	<b>†</b> .						
1,-1,	次に、整理番号12番について事務局より説明をお願いいたします。						
事務局長	整理番号12を説明いたします。10ページをご覧ください。申請人の						
	住所及び氏名については、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1						
	筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請						
	事由は、建売住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、高						
	橋博委員でございます。						
	申請地は、19ページをご覧ください。5-12については、農用地区						
	域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10へクタール未満						
	であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申						
	請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できません						
	が、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるも						
	のと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書						
	類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。						
議長	整理番号12について、高橋博委員より調査報告をお願いします。						
高橋博委員	21番高橋博です。19ページの5-12の地図をご覧ください。ここ						
	は、周辺の状況から家は建てられる場所だと思います。皆様のご審議よろ						
	しく願いいたします。						

### 議長

整理番号12について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。

(なし、の声)

それでは、お諮りいたします。整理番号12の許可申請について、許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異義なし、の声)

ご異義ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。ありがとうございました。

次に、第31号議案本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域 の農業の振興に関する計画の変更についてを上程いたします。事務局よ り説明をお願いいたします。

### 事務局長

第31号議案を説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。第31号議案本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び第4条の4第1項第27号イの規定により、本庄市長から意見を求められたので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画について、別冊のとおり変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。

本議案については、農用地利用計画の変更に係る申出書が本庄市長へ提出された案件について、本庄市農業振興整備促進審議会で審議する前に、農業委員会や土地改良区などの関係機関に意見を求め、当該計画の変更が適切かどうかの協議をして、その意見を本庄市長に回答するものでございます。申出内容については、別冊の本庄農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会資料をご覧ください。表紙をおめくりください。今回の申出内容は、用途区分の変更1件と次のページ、農用地区域からの除外案件4件の合計5件でございます。

本庄市のすべての農用地は、国営神流川かんぱい事業の受益地となっていることから、平成26年度から8年間は、原則、除外が認められなくなりましたが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅など集落の連たん性のある地域で、法の定める基準にしたがって、例外的に認めることとなっております。今回の申出については、この例外に該当する農業用倉庫1件及び分家住宅4件となっていまして、いずれの場所も農地の縁辺部や集落に接しており、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがない土地であると認められます。

申出内容の詳細を説明いたしますので、まず、事案番号1です。そちらのページを1枚おめくりください。事案番号1の農用地利用計画の変更に係る申出書でございます。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町蛭川地内の畑1筆です。面積は、記載のとおりです。計画事由は、農業用倉庫です。右のページには、変更後の使用目的に係る資料を掲載してございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。関係土地改良事業は、児玉土地改良区(旧南部)と九郷阿保領用水土地改良区となっております。関係法令に基づく許認可等は、農地法第4条の許可となっております。2枚おめくりください。申出地の位置図と付近案内図がございまして、当該申出地は、農地の縁辺部であり、南側と西側の2方向で住宅と接しております。2枚おめくりください。左に事業計画図、右に農業用倉庫利用計画配置図でございます。2枚おめくりください。

次に、事案番号2を説明いたします。次のページをお願いします。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりでございます。申出地は、児玉町金屋地内の畑1筆です。面積は、記載のとおりです。計画事由は、分家住宅です。右のページには、変更後の使用目的に係る資料を掲載してございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。関係土地改良事業は、該当ありません。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。1枚おめくりください。右のページが位置図になります。色が薄くて見づらくて申し訳ないです。その裏のページが付近案内図となります。こちらのほうが良く分かると思います。申出地は、農地の縁辺部であり、北側で住宅と接しております。1枚おめくりください。右のページが事業計画図となります。1枚おめくりください。

次に、事案番号3を説明いたします。次のページをお願いします。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町入浅見地内の畑1筆です。面積は、記載のとおりです。計画事由は、分家住宅です。右のページには、変更後の使用目的に係る資料を掲載してございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。関係土地改良事業は、児玉土地改良区(旧南部)と九郷阿保領用水土地改良区となっております。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。1枚おめくりください。右のページが位置図になります。その裏のページが付近案内図となりまして、申出者の所有農地のうち、当該土地が一番農地の縁辺部にあり、農業に

関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがない 土地であると思われます。1枚おめくりください。右のページが事業計 画図となります。1枚おめくりください。

次に、事案番号4を説明いたします。次のページをお願いします。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町秋山地内の畑1筆です。面積は、記載のとおりです。計画事由は、分家住宅です。右のページには、変更後の使用目的に係る資料を掲載してございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。関係土地改良事業は、該当ありません。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。1枚おめくりください。右のページが位置図になります。その裏のページが付近案内図となりまして、農地の縁辺部であり、南側で住宅と接しております。この地図には書いてないのですが、南側が住宅になります。1枚おめくりください。右のページが事業計画図となります。1枚おめくりください。

次に、事案番号5を説明いたします。次のページをお願いします。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町小平地内の畑1筆です。面積は、記載のとおりです。計画事由は、分家住宅です。右のページには、変更後の使用目的に係る資料を掲載してございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。関係土地改良事業は、該当ありません。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。1枚おめくりください。右のページが位置図になります。その裏のページが付近案内図となりまして、農地の縁辺部であり、北側で住宅と接しております。1枚おめくりください。右のページが事業計画図となります。

以上で、本議案の事案番号1から5すべての説明を終わります。以上です。

### 議長

第31号議案について、皆様から何かご質疑がありましたらお願いいたします。

(なし、の声)

それでは、お諮りいたします。第31号議案について、原案のとおり 変更することにご異義ございませんね。

(異義なし、の声)

それでは、原案のとおり変更することについて同意といたします。あ りがとうございました。

次に、報告事項に入ります。

	まず、報告第17号を事務局よりお願いいたします。 							
事務局長	報告第17号を説明いたしますので、議案書21ページをご覧く							
	い。報告第17号農地法第3条の3の規定による届出について、農地							
	第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務							
	裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本							
	日提出、会長。							
	届出内容については、議案書22ページと23ページをご覧ください。							
	専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞							
	なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でござ							
	います。以上でございます。							
議長	報告事項でありますので、ご了解いただきたいと思います。							
	次に、報告第18号を事務局よりお願いいたします。							
事務局長	報告第18号を説明いたしますので、議案書24ページをご覧くださ							
	い。報告第18号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、							
	農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農							
	業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するもので							
	ございます。本日提出、会長。							
	届出内容については、25ページをご覧ください。専決処分件数は4							
	件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あら							
	かじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという							
	規定による届出でございます。以上でございます。							
議長	報告事項でありますので、ご了解いただきたいと思います。							
	次に、報告第19号を事務局よりお願いいたします。							
事務局長	報告第19号を説明いたしますので、議案書26ページをご覧くださ							
	い。報告第19号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、							
	農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農							
	業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するもので							
	ございます。本日提出、会長。							
	届出内容については、27ページと28ページをご覧ください。専決							
	処分件数は7件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、							
	所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ること							
	で県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以							
	上でございます。							
議長	報告事項でありますので、ご了解いただきたいと思います。							
	以上で、報告を終了いたします。							

	ここで、暫時休憩といたします						
(15:05)							
休  憩							
(15:15)							
議長	休憩前に引き続き、総会を再開いたします。						
	事務局からその他の連絡事項を報告いたします。						
事務局長	まず、1点目の7月総会予定につきまして、議長よりお願いいた						
	す。						
議長	毎年、この時期は、暑気払いをしているのですけれども、今年は、皆						
	さんどうしたらよろしいですか。暑気払いをするとなると、開始時刻が						
	午後2時からでは早いと思いますが、いかがですか。						
武政委員	例年通り暑気払いを開催する方が良いのではないでしょうか。						
議長	よろしいですか皆さん。						
	(はい、の声)						
	では、暑気払いを開催するように進めたいと思います。総会開始時間						
	を午後3時に変更しておきます。場所等は、こちらで決めていいでしょ						
	うか。						
	(はい、の声)						
	幹事は、堀口隼雄委員、池田稔委員、金井一吉委員の3名にお願いし						
	たいと思います。場所等の詳細は、7月総会の議案に開催通知を同封しま						
	す。						
	引き続いて、その他連絡事項を事務局からお願いします。						
事務局長	7月総会は、7月25日(月)は、午後3時開会で、場所は本庄市役所						
	大会議室でございます。						
	2点目です。平成28年度農地パトロールについて、ご説明申し上げ						
	ます。まず(1)日程でございます。別紙1の農地パトロール日程表A						
	4の両面刷りのものをご覧ください。まず、本庄地域です。地区が3つ						
	に分かれておりますけれども、3地区同一日の調査日程となっておりま						
	す。8月3日(水)午後1時30分からパトロール開始でございます。						
	それぞれ集合場所が異なっておりまして、北泉地区が南公民館、仁手・						
	旭地区が沼和田センター、藤田・本庄地区が藤田公民館の集合でお願い						
	いたします。それぞれ担当の農業委員さんが北泉地区7名、仁手・旭地						
	区が7名、藤田・本庄地区が7名となります。同行の事務局職員ですけ						
	れども、北泉地区は私が同行させていただきます。仁手・旭地区につい						
	ては、中村主査が同行いたします。藤田・本庄地区については中西補佐						

が同行いたします。庁用車を利用して、パトロールを行いたいと思いま す。裏面をご覧ください。次に、児玉地域です。まずは、児玉地区です が、8月4日(木)午前9時、旧大道集会所集合でお願いをいたします。 児玉地区の農業委員さんは2名でございます。事務局は、私と中西補佐 が同行いたします。金屋地区は、7月19日(火)午前9時から、集合 場所はセルディを設定させていただいております。金屋地区担当の農業 委員さんは、4名でございます。事務局は、中村主査と農政課の職員が 同行いたします。秋平地区は、8月5日(金)午前9時に旧秋平農協を 集合場所として設定をさせていただいております。担当委員は、秋平地 区の3名になります。事務局は、中西補佐と農政課の職員が同行いたし ます。本泉地区です。8月2日(火)午前9時30分いずみ亭を集合場 所とさせていただいております。担当委員は、1名でございます。事務 局は、中西補佐と中村主査が同行いたします。共和地区です。8月8日 (月)午前9時ライスセンターの集合とさせていただいております。担 当委員は、共和地区の5名です。事務局は、私と中村主査が同行いたし ます。以上が日程表の説明でした。次に、(2)実施要領でございます。 別紙2をご覧ください。A3の見開き3ページ構成です。平成28年度 農地パトロール実施要領でございます。農地パトロールとは、管内全て の農地を対象に遊休農地の把握や違反転用の発生防止などを目的に農業 委員会が行うもので、農地法の「利用状況調査」と農水省の「荒廃農地 の発生・解消状況に関する調査」を兼ねております。利用状況調査は毎 年一回、荒廃農地調査は市町村と共同で平成20年から平成32年まで 行うこととされております。まず、利用状況調査をご説明いたします。 遊休農地の定義ですけれども、農地法第32条第1項に規定しておりま して、2つの区分に分かれます。まず1号遊休農地です。こちらは過去 1年以上に渡り、農作物の作付けが行われておらず、かつ今後も維持管 理や農作物の栽培が行われる見込みがない農地、これを1号遊休農地と 呼んでおります。それに対して2号遊休農地は、その農業上の利用の程 度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣って いると認められる農地、こちらを2号遊休農地と呼んでおります。これ ら遊休農地の対策として、農地法では法手続きが規定されております。 まず、第32条には、利用意向調査が規定されておりまして、遊休農地 の所有者に対して、自ら耕作をするのか、農地中間管理機構を利用して 貸付を行うのか、または、自ら担い手を見つけて貸付などの利用意向調 査を実行することとなっております。その後、農地所有者が意向どおり

の取り組みを行わない場合は、農業委員会は、農地中間管理機構との協 議をするように勧告することとなっており、それが、農地法第36条に 規定されております。その後、勧告があった日から2カ月以内に協議が 整わないときは、農地中間管理機構は、知事に対して、農地中間管理権 の設定の裁定を申請することとなっております。それが第37条です。 第39条では、その申請を受けて知事は、農地中間管理権を設定すべき 旨の裁定をすることとなっております。この法手続きをすることによっ て遊休農地が解消につながっていくという法律上の手続きが定められて おります。これに対して、荒廃農地調査の荒廃農地について、説明させ ていただきたいと思います。荒廃農地とは、現に耕作に供されておらず、 耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可 能となっている次のいずれかに該当する農地を荒廃農地と呼んでおりま す。次のページをご覧ください。①から⑤のどれかに該当すると荒廃農 地になります。①です。ササ、クズなどの根の広がる植物が繁茂してお り、地表部の草刈りのみでは作物の栽培が不可能な状態の農地、②とし て、木本性植物を除去しなければ、作物の栽培が不可能な状態の農地、 ③として、竹、イタドリ等の多年生植物が著しく生長し繁茂する等によ り、作物の栽培が不可能な状態の農地、④として、樹体が枯死した上、 ツルが絡まる等により、作物の栽培が不可能な状態にある園地、⑤とし て、①から④までに掲げるもののほか、現場における聞き取り等から明 らかに荒廃農地と判断される農地、これらが荒廃農地に該当する農地で ありまして、それらのうち、A分類のところを説明いたしますと、荒廃 農地①から⑤に該当する農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等に より再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込 まれる農地がA分類になります。要は荒廃農地であるが、再生利用が可 能な農地をA分類としてます。昨年度の調査では本庄市内で68.9h a を把握しております。B分類となるのが、荒廃農地のうち森林の様相 を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難 なもの、または周囲の状況からみて、その土地を農地として復元して も継続して利用することができないと見込まれるものに相当するものと いうことで、こちらは再生利用が困難と見込まれる荒廃農地をB分類と しています。昨年度の調査では、市内1.9haを把握してございます。 荒廃農地の調査をした結果を農業委員会は県に提出して、その後、農林 水産省で公表するという手続きになっております。今読み上げながらの 説明と字づらを見ていただいて、すぐ分かるかというと、なかなか難し

いものでして、イメージ図をその下に書いておきました。すべての農地 のうちに農林水産省通知では農地法で規定している1号遊休農地と荒廃 農地のA分類は、等しいということでございますので、その考えで理解 していただきながら、1号遊休農地、A分類のうちで、本当に森林の様 相を呈していて、再生利用が困難な荒廃農地をそのなかの一部にB分類 があるわけです。1号、A分類の他に2号号遊休農地があるわけです。 それらに該当しない農地はきちんと耕作がされていたり、保全管理がさ れているような大部分はそのような農地であるというイメージでご理解 いただきたいと思います。 3ページ目をご覧ください。今回の調査の方 法を記載してございます。昨年度と同様に図面をパトロール時に持参し ていただいて、記入することによって記録を取っていく方法を予定して おります。1です。今年度は、新規発生または解消を確認したら、農地 を茶色の色鉛筆で囲むとしております。新規発生農地は28発生、又は 28再発生と記入し、解消農地は28解消と記入をお願いをいたします。 解消した農地の状態により営農再開なのか、保全管理なのか、基盤整備 後営農再開なのかということで、区分を記入をしていただきたいと思い ます。4のB分類の新規発生農地については28発生B、28再発生B と記入をお願いします。農地の状況が分かるように保全からBと記入を お願いします。B分類の解消についてははBから解消にと記入をお願い します。6ですけれども、A分類からB分類に移行であるとか、B分類 からA分類の移行については、28移行AからBまたは、28移行Bか らAと記入をお願いいたします。最後、アスタリスクのところです。今 回、農業委員会が農地パトロールで確認する事項ということで、遊休農 地、荒廃農地の部分と遊休農地化のおそれがある農地の把握もパトロー ルでお願いをしたいということです。 2として農地法許可、届出案件の 履行状況の確認、農地の違反転用の発生防止と早期発見・是正、相続税 又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況の確認と いうことで4点ばかりお願いをするものでございます。またA4の一枚 もの、その他連絡事項に戻っていただきたいと思います。(3)です。農 業委員会からのお知らせとお願い・農地の貸借売買等意向調査票、別紙 3の緑色のものですけれども、これは毎年配布をお願いをしているもの ですけれども、こちらを6月24日に農協へ配付をしてもらいたいとい うことで依頼済になっております。表面は、農地パトロールを実施しま すというお知らせと適正な管理をしてくださいというお願いですが、裏 面が農地の意向調査票になっておりまして、そちらの調査票の提出期限

	が9月30日となっていまして、農業委員、総合支所、農業委員会事務				
	局が提出先になってますので、預かった場合は、総会時に事務局へ提出				
	同か促出光になってまりので、預かった場合は、総会時に事務局へ促出				
	ざいました。皆さまから何かご質問がございますか。				
   関根延一委					
	36番関根延一です。私の担当地区には、史跡があり、そこが全然耕				
員	作されていないところと、耕作されているところがあります。教育委員   				
	会との話し合いもあると思いますけれども、耕作されていないところを				
=¥ F	遊休農地に入れるのでしょうか。				
議長 	今回の農地パトロールの時に、昨年度調査をした実績の図面も持って				
	行き、事務局が一緒にそこが農地であるのかないのかを調査をしていき				
BB 18.37	たいと思います。よろしいでしょうか。				
関根延一委 	はい。分かりました。				
員					
議長	その他にありますか。				
荻野委員 	37番荻野浩です。8月に農地パトロールをやって、秋に草を刈ると				
	ころもあるのですけれども、保全管理をしているのです。このような場				
	合は、どのように対応したらいいですか。				
事務局長	もし1号遊休農地で把握した部分で、その後に刈り込んで保全管理さ				
	れ場合については、それぞれ事務局に連絡をいただいて、現地確認し、				
	それは解消に含めたいと思います。				
議長	私の地区の農家の人も利用意向調査の通知が届き、驚いて農地をきれ				
	いにしてくれる人もいます。利用意向調査の通知の効果は、あると思い				
	ます。今年で皆さんも農地パトロールは2年目になるので、一緒に回っ				
	て、地図を見て確認していくことによって、遊休農地が把握できると思				
	います。				
荻野委員	事務局に話をすれば言い訳ですね。分かりました。				
事務局長	次に、3点目に移ります。農業委員研修会についてでございます。平				
	成28年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催でございま				
	す。開催日時ですけれども、8月29日(月)午後1時30分から4時				
	まで、場所は羽生市産業文化センター大ホールでございます。交通手段				
	は、庁用車を手配させていただいております。出欠の報告が義務づけら				
	れておりますので、7月の総会時までに事務局へ出欠の報告をお願いい				
	たします。以上でございます。				
	次に、4点目です。農業者年金について、平成28年度加入推進活動				
	計画について別紙4がございますので、そちらをご覧ください。平成				

28年度加入推進活動計画案を事務局でたたき台として作成をさせてい ただいております。内容を説明いたします。1の加入対象者名簿の整備 ということで28年の4月1日に更新が完了してございまして、名簿登 載人数は 219 人になっております。 2番の加入対象として働きかけをす る目標人数ですけれども、219人すべてを目標人数とさせていただきまし て、その内訳が記載のとおり 185人、1人、33人の合計が 219 名となっ ております。そのうち、20才から39才が85名です。3の今年度の 加入目標人数ですけれども、こちらは埼玉県農業会議を通じて全国農業 会議所が、加入目標人数を設定してございまして、本庄市では、4人を 目標人数として設定なされておりますので、こちら4人を記載させてい ただいております。4の地区別加入推進班の整備ですけれども、農業委 員さん36名の担当地区、担当班のところでそれぞれ、班分けをさせて いただいております。それぞれ班の人数は記載のとおりです。5の加入 推進強化月間の設定ですけれども、これは昨年同様10月から12月を 設定をさせていただいております。次のページをご覧ください。6の戸 別訪問の実施計画でございます。それぞれ本庄班から次のページの共和 班まで、各班で10月にそれぞれの地区の対象者を全て訪問していただ きまして、年金加入を勧めてくださるようお願いいたします。10月総 会時に対象者名簿をそれぞれお渡ししますので、それを基に訪問をして いただきまして、興味を持っていただいた対象者には、翌月の11月に 再度の訪問をお願いをしたいと思います。11月の訪問の対象者数につ いては、昨年度の計画数を参考に設定をさせていただいております。次 のページ、下の所です。 7 の加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計 画でございます。まず、28年の6月に3人と書いてありますけれども 農業委員会事務局の職員2名と農協の職員1名による活動計画打ち合わ せということで活動計画の案を作って参りました。本日が2行目に当た ります、6月総会で今年度活動計画の検討、承認ということでございま す。10月には農業者年金制度研修会を開催して、それぞれ各対象者へ の訪問につなげていきたいということでございます。最後のページをお 願いします。8の加入対象者に対する説明会等の実施計画でごさいます けれども、2度目に訪問をして11月に再度訪問をする目標数を足し上 げますとこちらに記載の23人になりますので、こちらも昨年度並みの 計画数を設定をさせていただいてます。こちらは、1 月に個別シミュレー ションによる説明会を行う予定でございます。9の啓発、普及活動でご ざいますけれども、こちら28年の10月に農協が広報紙を農業委員会

	と調整して作りまして、農業者年金制度の概要版を全戸配布する予定と
	なっております。10のその他の活動計画でございますけれども、農業
	委員会事務局窓口での加入相談、あるいは市のホームページに農業者年
	金の概要を掲載してPRしながら、農協のホームページにおいてもPR
	をしていこうという計画でございます。
 議長	新しい農業委員会のメンバーになって、去年から始めていただいてい
时处人	るのですけれども、受け持ちが多すぎて回りきれなった人が結構いると
	思うので、できることなら、家族経営協定を結んでいる人などは一番加
	入しやすいと思うので、必ず説明をお願いしたいと思います。農業委員
	から農業者年金の説明を受けなかったという人がいないようにできれば
	良いと思います。できれば農業を一生懸命やっている人には、全額税金
	控除になるので、是非とも、この制度を勧めてもらいたいです。ノルマ
	を掛けて申し訳ないですけれども、昨年も一昨年も何人か入っていただ
	を掛りて中で訳ないですりれるも、昨年も一時年も何人が入っていただ    いているので、できれば今年も入って欲しいと思います。去年に回りき
	れなかった家には、必ず訪問していただき、説明していただければよろ
	しいと思うので、その点を皆さんにお願いをしたいと思います。以上で
	す。
小川委員 	昨年回った時、農業者年金に入っている若い人が名簿から結構漏れて
** E	いたので対応をお願いします。
議長	漏れがないように事務局で名簿の作成を調整したいと思います。他に
	何かご質問はありますか。無いようでしたら、別紙の4、活動計画案で
	ご了承いただけるようでしたら、拍手をもってお願いをしたいと思いま
	す。よろしいでしょうか。
	(拍手)
	承認されましたので、平成28年度加入推進活動計画を原案のとおり
	決定しました。
事務局長	ありがとうございました。これで活動計画案の案を取りたいと思いま
	す。
	最後に5点目です。その他で田端会長スケジュールを6月30日から
	把握しているものを記載させていただいております。以上でございます。
議長	皆さんから何かご意見があれば挙手してください。はい、侭田委員お
	願いします。
侭田委員	農地パトロールの件なのですが、私は、去年初めて農地パトロールを
	したのですが、地区で事前に耕作放棄地が分かれば、そういう家に早め
	に対策をするように言えるので良いと思うのですが。当日資料をもらっ

	てもここもそうなのかというように去年は気付きました。						
議長	前もって把握しておけば、良いということでしょうか。						
侭田委員	去年初めて私は、農地パトロールをやった訳で、今回は大体分かって						
	いるけれども、できれば多少事前に分かれば良いのではないかと思いま						
	した。						
事務局長	自分の受け持ち担当地区は、様々な機会を捉えて回ってもらえば、耕						
	作をしているかどうかは、分かると思います。 1 番悪いのが違反で土を						
	入れているところがあったら、早めに押さえないとならないと思います						
	ので、連絡ください。						
細野林之助	去年回ったところで解消されているところがあると思いますが、その						
委員	後、1回だけパトロールして、継続的に管理されないと意味がないと思						
	います。						
事務局長	去年のデータはございますので、事前に事務局まで来ていただければ						
	お渡しできると思います。						
議長	暑い時期なので、体調に気をつけて農地パトロールしてください。で						
	は、皆さんから意見が無いようでしたら、これで議長の座を下ろさせて						
	いただきます。ありがとうございました。						
事務局長	ありがとうございました。						
	最後に、閉会の言葉を井上会長代理にお願いいたします。よろしくお						
	願いします。						
井上会長代	慎重審議ご苦労様でした。これにて、第6回総会を閉じたいと思いま						
理	す。ありがとうございました。						

	平成28年第6回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿						
	開催日	平成28年6月27日(月)					
開催場所		本庄市役所 大会議室					
	開会時刻	午後	2時				
	閉会時刻						
	会 長	田端 講一					
	会長代理	清水	茂則	· #	上 孝		
議席 番号	農業委員氏名	出欠 状況	議事録 署名人	議席 番号	農業委員氏名	出欠 状況	議事録 署名人
1	津久井伊知衛	出席		20	亀田 伸一郎	出席	
2	飯島 和憲	出席		21	髙橋 清一朗	出席	
3	宮部 延一	出席	0	22	小暮 明男	出席	
4	杉田 康隆	出席		23	小山 文子	出席	
5	浅見 精治	出席		24	庄田 榮	出席	
6	小川 忠	出席		25	堀口 隼雄	出席	
7	侭田 裕	出席		26	池田 稔	出席	
8	長沼 茂夫	出席		27	田端 講一	出席	
9	松本 健治	出席		28	金井 一吉	出席	
10	細野 林之助	出席		29	高橋 博	出席	
11	奥原 定雄	出席		30	欠	番	
12	金井 裕	出席		31	福島 清次	出席	
13	細野 俊文	出席		32	福田 光男	出席	
14	清水 茂則	出席		33	池田 芳野	出席	
15	塩原 英彦	出席		34	関根 道夫	出席	
16	井上 孝	出席		35	間正 始	出席	
17	坂本 靜枝	出席		36	関根 延一	出席	
18	林 秀信	出席		37	荻野 浩	出席	$\bigcirc$
19	武政 恒雄	出席					
説明貞							
事務局長 飯塚 正英 局長補佐兼農地係長 中西 稔彦 主査 中村 真敏							
書記							
主査中村真敏							